

益田市条例第42号

益田市人材育成基金条例

(設置)

第1条 益田市の持続的な発展に資する人材の育成を目的とする事業の実施に要する経費の財源に充てるため、益田市人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 基金を充当する事業は、人材の育成を目的とする事業のうち次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 教育に関する事業
- (2) 産業の振興に関する事業
- (3) 地域の振興に関する事業
- (4) その他人材育成のため特に必要と認める事業

(積立て)

第3条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。